

番号	事前質問	回答
1	複数の民間事業者等による協業体制を組んで本事業を提案・実施する場合、本事業における主たる提案者（申請者）とは別の協業体制内の企業が、次年度以降に本事業において造成したツアー等の実際の運営を担っていく計画とすることも、問題ないか。	問題ありません。 継続した運営が行えるよう、連携体制を整えてください。
2	本事業によって造成する、茨城県のアウトドア資源を生かした自然体験型ツアーは、茨城県内で完結することが必須か。 例えば、アクセスポイントとして、隣県の新幹線駅を集合・解散場所とし、県境をまたぐ移動を含むツアーとするようなことも可能か。	可能です。 茨城県内で完結することが前提ではありますが、ツアーの実施において、アクセスポイントとして県境を跨ぐ移動が含まれていても問題ございません。
3	本事業によって支援される取り組みは、滞在型コンテンツやツアー等の造成までであり、実際に参加者を募集した本番ツアー等は、本事業期間内に実施する必要はない（提案に含む必要はない）か。	滞在型コンテンツやツアーの造成については、参加者等の実際のユーザーを募集し、事業を実施していただく必要があります。 期間内に実施していただき、次年度の自走化を念頭においた取り組みを実施してください。
4	体験事業をおこなう場所が、県有地などでも問題ないか。	県有地など自治体の保有する施設、土地での実施でも問題ございません。所有する自治体とは今後の利活用方法などについて、事前に管理者とも調整のうえ、当該事業の目的と整合性を取ったうえで企画してください。
5	1事業者あたり申請できるプランの数に制限はあるか。	制限はありません。 但し、採択にあたっては実証事業として確実に実施していただく必要がありますので、複数採択される可能性がある場合には、実施体制などを改めて確認させていただく場合がございます。
6	7月に法人化する予定の団体です。 これから法人化する団体でも対象になるか。	対象となります。なお、申込締切は8月12日となります。
7	「実証事業を通じて、地域のアウトドア事業者や地域事業者等を巻き込み、本県の自然環境を活かした話題性のある取り組みを提案し、事業の自走化を目指していただきます。」とありますが、本助成金を活用して、県外の事業者に「県内・地域内にて新たに事業を立ち上げる」ことを目的としてサポートいただくことは可能か？	可能です。 実施にあたっては、地域の事業者等と十分に連携したうえで企画をしてください。
8	具体例が知りたい。	(公募要領に記載の想定例) ・川などの水辺を活かした、滞在時間を延長させるチェアリング等のコンテンツやサービスの実施 ・キャンプとサイクリングを組み合わせた、地域を周遊する新たな自然体験型ツアーの開催 ・地元食材を使った携行食糧等による地域密着型のトレイルツアーの実施 ・ICT等を活用したアウトドアと地域をシームレスにつなぐ仕組みの構築・実施
9	アウトドアイベントは天候に左右されることが想定されるが、ツアー等の振り替えなどはどう考えればよいか。	期間内に事業が完了予定であれば、振り替え催行を行ってください。 また、天候や感染症の拡大等により事業実施が延期になった場合は、変更申請で対応することになります。変更になった経費については改めて積算していただく必要があります。
10	初年度は支援いただき実証事業として運用後、次年度の自主事業として運営するロードマップだと思いが、実証事業の結果により次年度の見通しが立たない、自主事業化が難しいと判断される場合はどうなるか。 本年度はモニターツアーの実施等対応できているが、状況により自主事業が難しい場合もあり、どの程度、自主事業として見通したらよいか、見解を示してほしい。	実証事業で実施したのち、同じような形で次年度も実施していただくことが望ましいですが、事業継続が困難な点や課題などについては検証したうえで、事業継続に向けた計画を報告書にてご報告ください。 なお、モニターツアーなどに係る個人への旅行代金の支給（交通費、宿泊費などの給付経費）については対象外経費となります。
11	今回の事業により構築したコンテンツをプロモーションする費用についても計上可能か。 また、体験王国ツーリズムとして採択事業をまとめてプロモーションする機会・予定はあるか。	プロモーション費用も計上可能ですが、実証事業実施に係る周知・募集に係るものに限ります。次年度事業にむけた告知など、今年度実施以外に係る経費は対象外となります。 茨城県は令和5年度秋に「体験王国いばらき」をテーマに掲げたデスティネーションキャンペーンを予定しております。今年度はプレ期間の位置づけとなりますが、採択された事業については、当該キャンペーンの特設サイトへの掲載やSNSによる発信など、キャンペーンと一体となったプロモーションを予定しております。
12	(実証支援金の事業主への交付のタイミングについて) 実証支援金の事業主への交付は完了報告書提出後になるか。 立替になる場合、自治体や観光協会等は年間予算外になり立替金の確保が困難となり、応募を断念されるケースがあるため、実証前に事前に交付が可能など柔軟な対応を希望するがどうか。 また、立替の場合に会計の関係で早めの交付を希望する場合、完了報告書を早めに提出すると交付のタイミングは考慮してもらえるか。	事業実施が前提の支援金となりますので、実証支援金については概算払いや都度精算は行いません。 交付の時期については、実証事業終了後、速やかに適正な実績報告書を提出していただければ、事業期限である2月28日を待たずして、交付が可能です。
13	(実証支援金について) 支援対象となる経費が8項目あるが、項目ごとの支援上限額はあるか。	上限額はありません。 ただし、事業が確実に実施できるよう積算をしてください。。
14	(備品購入について) 要領には備品購入を主たる目的とする経費は支援対象外の経費とあるが、今回の事業は、アクティビティを行うための備品（カヌー、SUP、自転車etc）はリースが前提となるのか。例えば自走化・継続性のためカヌーやSUPを購入することも「備品購入自体を主たる目的」になるのか。	アクティビティを行うための備品については、原則リースが前提となります。 今回の実証事業により市場性を確認していただき、継続的な取り組みの中で事業者負担によって財産取得していただくことが適正と考えております。 備品については、10万円以下を目安とし、事業以外の財産的価値があるかなどの観点から、総合的に判断させていただきます。